

第35回柏市農業委員会総会議事録

1 平成30年4月6日(金)柏市農業委員会総会を柏市農業委員会会長相模農夫男が招集した。

2 場所 柏市 本庁舎別館 4階 第5会議室 午後2時00分

3 出席した委員は次のとおりである。

1 番	鈴木房夫	2 番	伊原清
3 番	秋谷幸男	4 番	林伸司
5 番	欠員	6 番	浜島照雄
7 番	鈴木勲	8 番	染谷茂幸
9 番	西川圭二	10 番	欠員
11 番	欠員	12 番	程田平
13 番	渡部和子	14 番	酒巻寿雄
15 番	岡田英夫	16 番	飯塚恒男
17 番	相模農夫男	18 番	染谷茂
19 番	飯野文夫	20 番	坂巻洋行
21 番	遠藤秀生	22 番	成嶋君美
24 番	谷田貝和代	25 番	村越等
26 番	山野辺守	27 番	中台実
28 番	増田直晴	29 番	秋谷昌治

26名中25名出席 欠員3名

4 欠席した委員は次のとおりである。

23 番 金子守孝

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

局長	大野功
次長	寺嶋浩
副主幹	早崎秀隆
副主幹	原田圭介
主任	波田野峻

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

議案第 1 号 農業委員会事務局職員の任免について

- 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
- 議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第 6号 農用地利用集積計画の決定について（その1～その2）
- 議案第 7号 相続税の納税猶予に係る特例農地等利用状況の確認について

7 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (3) 農地の転用事実に関する照会について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
- (5) 生産緑地地区内における行為の制限の解除について
- (6) 生産緑地地区の買い取りの申出による農業従事者への斡旋について

(午後2時00分開議)

議長 それでは、ただいまより第35回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、26名中25名の出席でございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

これより自席で着席させていただきます。

議長 それでは、日程 1、議事録署名委員を選任したいと思いますが、選任方法はいかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長 議長一任という声がありました、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、指名をいたします。

遠藤秀生委員、成嶋君美委員、よろしく願いをいたします。

議長 次に、日程 2、一般報告事項につきましては、お手元の配付資料のとおりでございますので、ご了承願います。

今月の担当は第 2 調査会であり、調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について、鈴木房夫委員長、よろしく願いいたします。

鈴木(房)委員長 こんにちは。

今回は、新年度初めての総会でございます。ひとつよろしく願いいたします。

農地第 2 調査会は、去る 4 月 3 日、4 日、平成 30 年度第 1 回農地調査会を実施しました。

最初に、事務局から今回の調査事案である農地法第 3 条 2 件、第 4 条 4 件、第 5 条 4 件、主たる従事者証明 2 件について、概要説明及び事前調査の結果報告を受けました。

その後、今回の調査案件については、現地調査並びに面接調査を行いました。

次に、平成 29 年 12 月に開催された第 31 回総会の議案第 1 号から第 2 号の 17 件の案件について、巡回パトロールの結果報告を受けました。

農地法第 5 条 2 番の十余二の資材置き場及び車両置き場については未着工でした。これらの件については、引き続きパトロールを行うこ

といたします。

その他は特に問題はありませんでした。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議長 それでは、日程 3，議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第 1 号「農業委員会事務局職員の任免について」を議題といたします。

総括説明並びに議案説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 本案につきましては、ただいまの説明でご了承願います。

それでは、異動者の方はご挨拶をお願いいたします。

(大野局長，原田副主幹，澁谷主任，鈴木主任，大川主任が挨拶)

議長 それでは、議案第 1 号は承認されていますので、異動者の方は退席されて結構でございます。ご苦労さまでした。

(大野局長，原田副主幹以外の事務局異動者退席)

議長 次の議案に入ります。

議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ご苦労さまでした。

それでは、審議に入ります。

1 番について、調査結果の報告を鈴木房夫委員長，お願いいたします。

鈴木（房）委員長 それでは、1番についてご報告いたします。

調査会資料は2ページからになります。

本件は、布瀬在住の譲受人の方が、自作地の隣接地で耕作しやすいため、布瀬在住の譲渡人の方は、高齢により農業経営を縮小するため、贈与による所有権移転の許可申請であります。

申請地は、布瀬の田1筆500㎡で、水稻を栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態につきましては、3人で従事し、耕作面積は337aです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき責任を持って耕作するよう伝え、その意思を確認しております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問ございませんか。

中台委員。

中台委員 中台です。

●●さんと●●さんの関係というのは、贈与でありますけれども、どういう関係ですか。

鈴木（房）委員長 これは、家は近所ということで、身内ではないそうなんですけれども、●●さんのお父さんが●●さんと同級生ということで、そういう関係だそうです。

中台委員 そうということで贈与ということですか。

鈴木（房）委員長 ええ、この贈与というのは、不思議に思ったんですけれども、●●さんが山林を●●畝ほど出したんですって。

中台委員 交換。

鈴木（房）委員長 ええ，農地じゃないから，ここには載ってこないですけども，一応農地に関しては，贈与という形らしいです。

この水田は，今まで●●さんがつくっていたそうなんです。該当地は●●畝で，●●mに●●mですから，使いづらいということで隣の田を所有している●●さんが一緒にやっていたそうなんですよ。

中台委員 そのかわり，山をやったと。

鈴木（房）委員長 ええ，要するに交換です。

中台委員 金銭のやりとりはない。

鈴木（房）委員長 ないですね。

議長 ほかに質問ございませんか。

中台委員 税金なんかはどうなんですかね。

鈴木（房）委員長 その辺はよくわかりませんが。

議長 事務局。

事務局 税金のことは，ちょっとわからないですけども。

議長 だから等価交換で，それを税務署が認めるかどうかだと思っ
ね。水田と山林で。だからその辺まではちょっと。

飯野委員 登記して申請してみないと税金のほうまではわかんない
んじゃないかな。ただ今回の案件は，双方にメリットがあるのかなと思
いますけれども。

鈴木（房）委員長 面積は●●畝と●●畝ですから，多少山林のほう
が少ないですけども。

成嶋委員 このあたりの1反当たりの田んぼの値段で，どのくらいの
価値なんですか。

議長 価格はわかんないでしょう。

（「わかりません」の声あり）

議長 価格については，ちょっとわからないので，あれなんですけれ
ども。

質問ございませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 なしという声がありましたので，1番を承認いたします。

議長 次の審議に入ります。

2番について，調査結果の報告を鈴木房夫委員長，お願いいたしま
す。

鈴木（房）委員長 それでは，2番についてご報告いたします。

調査会資料は4ページからになります。

本件は，豊四季在住の譲受人の方が，自作地の隣接地で耕作しやす
いため，明原在住の譲渡人の方は，会社員であり農業経営を縮小する
ため，売買による所有権移転の許可申請であります。

申請地は，豊四季の畑3筆424㎡で，カブを栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態につきましては，4人で従事し，耕作面積
は164aです。

現地調査並びに面接調査を実施し，農地法第3条第2項の許可基準
に基づき審査したところ，適正であると認め，第2調査会としては許
可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき責任を持って耕作するよう伝え、その意思を確認しております。
以上です。

議長 ご苦労さまでした。
調査結果の報告がございました。
2番について何か質問ございませんか。
はい、伊原委員。

伊原委員 この買うところも、一応、今きれいだったんでしょう。

鈴木（房）委員長 ええ、きれいで。今までこの●●さんがつくっていたんです。隣接していますので、一体として。

伊原委員 じゃ、荒れてはいなかったということ。

鈴木（房）委員長 荒れてはいなかった、はい。

伊原委員 はい、わかりました。

議長 ほかに質問ございませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 なしという声があったので、2番を承認いたします。

議長 議案第2号を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する方の挙手を願います。

（挙手）

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の審議に入ります。

議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ご苦労さまでした。

それでは、審議に入ります。

1番と2番は一体の事業となりますので、一括して調査結果の報告を鈴木房夫委員長、お願いいたします。

鈴木(房)委員長 それでは、1番から2番についてご報告いたします。

調査会資料は6ページからになります。

本件は、貸し駐車場用地への転用の許可申請であります。

申請地は、船戸山高野の畑3筆677.97㎡です。甲種農地・第1種農地及び第3種農地の要件に該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地を判断しました。

隣接地で遊戯施設を営業している法人から、駐車場を増設したいとの話を受け、申請人が新たに駐車場を整備して貸し付ける計画に至ったものです。

申請地は、コンクリートたたき、砂利敷き10cmとし、13台分の駐車場を整備する計画です。

被害防除対策につきましては、雨水は自然浸透、隣接農地のある北側には板柵を設置し、土砂等の流出を防止します。

なお、一部コンクリートたたきとなっている部分については、始末書が提出されております。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第2調査会とし

ては許可相当と判断しました。

なお、申請人に対し、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番と2番について何か質問ございませんか。

林委員。

林委員 本件は、駐車場についてを貸すという案件なんですけれども、ちょっと気になる点が、サバイバルゲームの事業を行っていらっしゃるって、このことについての許可なり意見ということは、当委員会とは直接かかわりないということを前提にしながらも、ただ、隣接から多く車があれば、さまざまところで迷惑をされたり、あるいはゲーム、野外等でもし行われるようなことがあれば、農作地等にも影響がないとも言えないというふうに考えるわけでございますけれども、こういった点については、何かご説明というのはお聞きになっていらっしゃるのでしょうか。

鈴木（房）委員長 ゲームの内容ですか。

林委員 内容というか。

程田委員 程田です。これ、私の住んでいる町会内なんですけど、これを計画段階のときに話を聞きまして、そういうゲーム場をつくるに当たって、市のほうでは何か規制はないのかと尋ねたところ、そういうものは特にないとのことでした。いわゆるサバイバルゲームについては、で、周りはネット張ってあるんですけども、あその場所が山林なんですよね。昔は一部畑として使用していたんですけども、地目が山林で、その持ち主は東京の人で、地目が山林だから山林のまま売っちゃったんだって。

それであそこ開発されたんですけども、迷惑とかどうとかというこ

とについては、通学路等もあるし、小・中学生、高校生も通るので町会で事業者を呼んで、その説明会を催して、町会のほうでも、それであればいいだろうということで、双方合意書を交わして営業を続けていると、こういう状況ですね。

議長 程田さんの説明では、町会との話し合いができていているということなんですね。確かにあそこ、今、テントとかいろいろ張ってあるところが、地目は山林だよな。

林委員 許可ということに対する審議にはなるとは思うんですけども、こういった事業についての許可、あるいはどうだということについては、もちろんかかわらないことではあるんですが、こういったゲームというか、こういった行動によって、発砲というんですか、よくわからないんですけども、何かが農地とか、あるいはほかのものに影響があるようなことになれば、それはまたいろんな規制があるのかもしれないんですけども、こういうことを契機に、ぜひまた地域の方とかいろんな方に、ご迷惑というのではないのしょうけれども、融和をしていただきながら、その中でしっかりほかに至らないような形で事業が行われるような形での、その駐車場につきましても、利用が望ましいんじゃないかなというふうに思いますので、何かの際には、そういった意見も出たということも申し伝えることも必要なんではないかなというふうに思っております。

恐らく本人の中で委員会、この総会の前に来られていらっしゃるので、そこでの質疑の中でそういう話も出たかというふうには思うんですけども、総会でございますので、そういった意見も言わせていただきたいというふうに思っています。

議長 今、林委員が言われたように、突然こういう事案でしたから、こちらもそういう知識がなかったという部分もあるし、今、幸いにして町会とは話し合いがついていると。

今、林委員が言うように、いろいろな面でこれから問題というか、いろいろな問題が発生する可能性がないとはいえないので、そういうことも含めて、事務局の方でその辺を注意しておいて欲しいと思いま

す。

事務局 はい，わかりました。

鈴木（房）委員長 実際この面接のときは，業者の方は来なかったです。地主の方お二人と，この●●さんという設計だけが来て，そういう話も本当は聞いたかったんですけどもね。

議長 質問ございませんか。

鈴木（房）委員長 あと，ここ始末書出ているとさっき言いましたけれども，コンクリートを少し流してある場所があるんです。この●●さんは●●業をやっている方でして，そこで昔，●●をそこで乾かしたようです。そこを今回は再利用するということはないけれども，本来は農地なので当時それなりの手続きが必要だったものができていなかったということで，始末書出ているので。

議長 1番，2番についてご質問はございませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 なしという声がありましたので，1番と2番を承認いたします。

議長 次の審議に入ります。

3番について，調査結果の報告を鈴木房夫委員長，お願いいたします。

鈴木（房）委員長 それでは，3番についてご報告いたします。

調査会資料は12ページからになります。

本件は，貸し駐車場用地への転用許可申請であります。

申請地は，高柳の畑1筆991㎡です。住宅や事業用施設が連たんしている区域であることから，第3種農地と判断しました。

隣接地で福祉型障害児入所施設営んでいる法人から、駐車場が足りないため増設したいとの話を受け、申請人が新たに駐車場を整備し、貸し付ける計画に至ったものです。

申請地は、砂利敷き15cmとし、乗用車26台分、マイクロバス2台分の駐車場を整備する計画です。

被害防除対策につきましては、雨水は自然浸透。周囲は、南側は施設の鉄筋コンクリートの塀があり、北、西側は丸太、トラロープの内側に築堤を設置、東側はのり面上に築堤、のり面下に排水路と板を設置し、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお、申請人に対し、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

3番について何か質問はございませんか。

はい、成嶋委員。

成嶋委員 成嶋です。この出入り口のところまでも、砂利敷きなんではしょうか。

鈴木（房）委員長 ええ、そうです。

成嶋委員 この出入り口のところはコンクリートではやらないと。

鈴木（房）委員長 やらないと。

成嶋委員 道路とこの敷地内の高さは、水平同じ。

鈴木（房）委員長 ええ，ほとんど同じです。この図面でいう東側のほうは，ちょっと，全体的にこう傾斜になっていまして，道路と同じ傾斜でこういっています。

成嶋委員 砂利のところの砂利が，出入りのときに道路に飛び出さないかどうかというのは。

鈴木（房）委員長 そこまではちょっと心配しませんでした。でも，ここは道路もそんなに広くないし，ゆっくりだから……

成嶋委員 大概今までの案件では，出入り口のところだけはコンクリートでという指導があったと思うんですけども。

鈴木（房）委員長 そこはこのままです。

議長 これ，事務局，どうしますかね。飛散防止で。

事務局 今，委員長のほうから説明あったとおり，出入り口が西側で，東側に傾斜している形になっていますので，基本的には砂利とかは出づらい状況になっています。またここは前面道路もそんなに太い道路ではなく行き来の激しいところではありませんし，駐車場の出入りも多くないと思われまますので，そこまで心配ないかなというふうに思います。

以上です。

議長 よろしいですか。

成嶋委員 はい。

議長 ほかに質問ございませんか。

はい，中台委員。

中台委員 今回障害児の入所施設の為の駐車場とのことですが、今まで車等はどこへ置いていたのでしょうか。不足しているから新しく申請して駐車場をつくるということでしょうかけれども。

鈴木（房）委員長 この施設は、今月1日に開所したそうなんですよ。で、全体で入所者は最大で●●名ほど可能だそうですが、現時点でまだ入所者が●●名とかと言っていました。こういった施設の場合一度に多くの入所者を入れてしまうとパニックを起こす人とかがいるので、これから徐々に増やしていくようなことを言っていました。

（「あと、駐車場借りている、隣地の」の声あり）

鈴木（房）委員長 それから、今現在施設の反対側に一時的に駐車場を借りているようですが、今回の駐車場ができればそちらに一本化すると思います。

中台委員 じゃ、施設としては、まだそんなに歴史がないというか。

鈴木（房）委員長 ええ、まだ1週間たっていないです。

中台委員 じゃ、今年度から。

鈴木（房）委員長 ええ、この4月から始まったばかりで。まだ施設も新しくて。また、こういう施設というのは、千葉県でまだ10カ所ぐらいしかないそうで、福祉型障害児入所施設って、余り聞いたことないですからね。

秋谷（幸）委員 入居者の年齢は、3歳から18歳と言っていました。24時間預かりだそうです。

伊原委員 送り迎えじゃなくてですか。

秋谷（幸）委員 ええ。

飯野委員 障害者が，全寮制みたいな形になるのかな。

議長 ほかに質問ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がありましたので，3番を承認いたします。

議長 次の審議に入ります。

4番について，調査結果の報告を鈴木房夫委員長，よろしくお願ひいたします。

鈴木（房）委員長 それでは，4番についてご報告いたします。

調査会資料は16ページからになります。

本件は，専用住宅用地への転用許可申請であります。

申請地は，岩井の畑1筆490㎡です。市街化区域に近接し，10ha以上の集団的な農地でないことから，第2種農地と判断しました。

申請人は，現在妻と子の3人でアパートに住んでいますが，子供の成長に伴い手狭になってきたため，専用住宅を建築する計画に至ったものです。

建築内容は，木造2階建て，建築面積93.16㎡，延べ床面積146.35㎡で，駐車スペースを2台分とします。

被害防除対策につきましては，雨水は建物の周囲に雨水浸透ますを設置，汚水・雑排水は合併浄化槽で処理した後，蒸発散装置で処理します。また，周囲はコンクリートブロックを設置し，土砂等の流出を防止します。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については，適正であると認め，第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお，申請人に対して，申請内容に基づき責任を持って履行するよ

うに伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

4番について何か質問はございませんか。

鈴木（房）委員長 この方は、農家分家ではなく、平成26年2月に相続を受けたところにつくるわけです。だから専用住宅ということで。

議長 質問ありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 なしという声があったので、4番を承認いたします。

議長 議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する方の挙手を願います。

（挙手）

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

（議長の指名で事務局が総括説明）

議長 ごくろうさまでした。

それでは、審議に入ります。

1 番について、調査結果の報告を鈴木房夫委員長、お願いいたします。

鈴木（房）委員長 それでは、1 番についてご報告いたします。

調査会資料は20ページからになります。

本件は、売買による所有権移転を伴う資材置き場用地への転用の許可申請であります。

申請地は、泉の畑1筆3,471㎡です。甲種農地・第1種農地及び第3種農地の要件に該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、建設業を営む法人で、借用している資材置き場用地が売却されることになり、また事業拡張に伴い既存の資材置き場が手狭になったため、新たに資材置き場を整備する計画に至ったものです。

申請地は、砂利敷き20cm、塩ビ製品、型枠資材、足場資材等を置くほか、車両置き場5台分を整備します。

被害防除対策につきましては、雨水は自然浸透、周囲には万能板を設置するほか、万能板の外側にH鋼とコンクリート板を設置し、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

何か質問はございませんか。

はい、村越委員。

村越委員 ここは、道路が広いんでしたっけ。

鈴木（房）委員長 道路は一応4 mあるということでした。

村越委員 大型入るんですね。

鈴木（房）委員長 はい。既に申請地の隣にもほかの置き場があって車も入っています。

この道路は舗装じゃなくて砂利なんで、この許可が下りたら、この業者がちゃんと整備するということでした。

村越委員 今、現場というのは平らなんですか。

鈴木（房）委員長 平らです。

村越委員 わかりました。

議長 現場に向かって左側に型枠だとかやっている事業者の置き場があって、農地が右側にあるんで、鉄板の3 mで囲うというのを、ちょっと畑のほうは陰だとかいろいろ障害が出るんじゃないかな。

鈴木（房）委員長 ええ、それは臨機応変に対応するということです。

議長 あとは道路がね。道路が果たして耐えられるか。

飯野委員 逆に、砂利道だから自分で直すと。

砂利がずっと、幅員が4 mか4.5 mある。それで、その先のほうは砂利だから、多分大型ダンプだと大分沈下するだろうからと言ったら、自分で直しますと言っていました。自分で使うんだから自分で直すと。

議長 砕石入れないとだめだよな。

鈴木（房）委員長 かえって砂利のほうがいいんじゃないですか。

議長 コンクリより。

鈴木（房）委員長 コンクリより，きつとね。

秋谷（幸） 大型はまだ入ったことない現状なんで，入って道路壊したら修復するというような約束は伝えたね。

鈴木（房）委員長 伝えましたよね。

議長 途中，梨畑，まだ苗木を植えたような梨畑があるので，やっぱり作業だとかいろんなのあるんで，そういうのを気をつけていただかないとね。

ほかに質問ございませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 なしという声がありましたので，1番を承認いたします。

議長 次の審議に入ります。

2番から4番は一体の事業になりますので，一括して調査結果の報告を鈴木房夫委員長，お願いいたします。

鈴木（房）委員長 2番から4番についてご報告いたします。

調査会資料は24ページからになります。

本件は，使用貸借による権利の設定と売買による所有権移転を伴う駐車場用地及び資材置き場用地への転用の許可申請であります。

申請地は，高田の畑4筆1，251.68㎡です。市街化区域に近接し，10ha以上の集団的な農地でないことから，第2種農地と判断しました。

譲受人は，建設業を営む法人で，景気低迷により土木事業を縮小していたが，最近景気回復により土木事業の受注が見込める状況となったため，事務所近くの申請地に新たに駐車場及び資材置き場を整備する計画に至ったものです。

申請地は、砂利敷き 5 cm，型枠資材，足場資材，塩ビ製品等を置くほか，車両置き場 8 台分を整備します。

被害防除対策につきましては，雨水は自然浸透，周囲にはトタン板を設置し，土砂等の流出を防止します。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については，適正であると認め，第 2 調査会としては許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対し，申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2 番から 4 番について何か質問ございませんか。

はい，村越委員。

村越委員 この申請地の脇に，今，車両置き場と資材置き場とありますよね。それはこの会社のやつですか。

鈴木（房）委員長 今，その会社のものが置いてありましたね。一応使っているということ。

村越委員 拡大するということですか。

鈴木（房）委員長 今回の申請の許可が下りたら返すということをおっしゃっていましたがけれども。

村越委員 わかりました。

議長 ほかに質問ございませんか。

はい，林委員。

林委員 これもちよっと、工期についてなんですけれども、10カ月後という形になって、これちよっとかかり過ぎているような、幾ら何でも。何か説明とか受けていらっしゃいますか。

鈴木（房）委員長 合間にやるとかって、自分で。切迫していないから、暇見てやるとかいうことです。

林委員 一気につくらないんですね。

鈴木（房）委員長 今一応、資材置き場は隣をまだ借りているから。

議長 ほかに質問ございませんか。

成嶋委員 はい、成嶋です。

この碎石敷き●●cm、これはちよっとあんまり薄い。

鈴木（房）委員長 もう既に下に大分入っているみたいですよ。

飯野委員 昔々、ここの土地は低かったから大部そういうことをしてたようなことは聞いたことがあるよ。

議長 ほかに質問ございませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 なしという声がありましたので、2番から4番を承認いたします。

議長 議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する方の挙手を願います。

（挙手）

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第5号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者の証明について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ごくろうさまでした。

それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を鈴木房夫委員長、お願いいたします。

鈴木（房）委員長 それでは、1番についてご報告いたします。

調査会資料は30ページからになります。

本件は、高田等に在住の方が、生産緑地法第10条の規定に基づき生産緑地を柏市へ買い取り申し出をするための、農業の主たる従事者についての証明の申請であります。

申請地は、高田の畑12筆2，468.05㎡です。

申請理由は、平成29年5月に農業経営に欠くことのできない申し出者の養母が亡くなり、当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。今回は、相続人全員による申請であります。

なお、本件は、平成30年1月総会において可決された内容において、1筆申請が漏れていたため、改めて申請されたものです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し審査したところ、第2調査会としては承認相当と判断しました。

以上でございます。

議長 ご苦勞さまでした。

調査結果の報告がございました。

1 番について何か質問ございませんか。

質問ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がございましたので、1 番を承認いたします。

議長 次の審議に入ります。

2 番について、調査結果の報告を鈴木房夫委員長、お願いいたします。

鈴木（房）委員長 2 番についてご報告いたします。

調査会資料は32ページからになります。

本件は、大室在住の方が生産緑地法第10条の規定に基づき、生産緑地を柏市へ買い取り申し出をするための農業の主たる従事者についての証明の申請であります。

申請地は、大室の畑1筆117㎡です。

申請理由は、平成28年9月に農業経営に欠くことのできない申し出者の父が亡くなり、当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し審査したところ、第2調査会としては承認相当と判断しました。

以上でございます。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2 番について何か質問ございませんか。

質問ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声がございましたので、2 番を承認いたします。

議長 議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第6号「農用地利用集積計画の決定について（その1～その2）」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ご苦労さまでした。

それでは、議案第6号（その1）につきましては、村越委員が農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当いたしますので、除斥を求めます。

(村越委員退席)

議長 それでは、議案第6号（その1）の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課。

農政課 それではご説明いたします。

利用権設定その1。

第1番は、手賀に在住の農業者が手賀新田の田1筆、手賀の田1筆、合計面積1,401㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ごくろうさまでした。
議案説明がございました。
何か質問ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声があったので、承認をいたします。

議長 議案第6号(その1)を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
村越委員の除斥を解除いたします。
(村越委員着席)

議長 次に、議案第6号(その2)の審議に入ります。
議案説明を農政課に求めます。
農政課。

農政課 それではご説明いたします。

利用権設定その2。

第2番は、我孫子市中里に在住の農業者が手賀新田の田1筆、面積2,804㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は6年です。

第3番は、花野井に在住の農業者が新利根の田6筆、合計面積1万1,409㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は5年です。

第4番は、布施に在住の農業者が弁天下の田1筆、面積1,680㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

第5番は、布瀬に在住の農業者が弁天下の畑1筆、面積5,249

m²に継続して賃借権を設定するもので、設定期間は6年です。

第6番は、布瀬に所在する農地所有適格法人が弁天下の畑2筆、合計面積6,285m²のうち4,746m²に継続して賃借権を設定するもので、設定期間は1年です。

第7番は、大井に在住の農業者が大井の田1筆、面積3,950m²に継続して賃借権を設定するもので、設定期間は6年です。

第8番は、大井に在住の農業者が大井の畑1筆、面積2,803m²のうち2,538.2m²に継続して賃借権を設定するもので、設定期間は6年です。

第9番は、白井市富塚に在住する農業者が藤ヶ谷の田2筆、合計面積3,229m²に継続して賃借権を設定するもので、設定期間は5年です。

第10番、第11番は、花野井に在住する農業者が花野井の畑4筆、合計面積2,957m²に新規に賃借権を設定するもので、設定期間は3年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ごくろうさまでした。

議案の説明がございました。

何か質問ございませんか。

はい、林委員。

林委員 これは全体にかかわることで、前のものも含めてなんですけれども、前の採決された議案のことも含めてなんですけれども、これちょっとよく見てみたところ、書き方というか、これが法令上にあるのかどうかわからないんですけれども、住所、氏名、所在地とずっと書いてありまして、あと借りる方の年齢とかも書いてあるところなんですけれども、期間というところ、これは年数というふうに、説明を聞いてもちろんわかるわけですが、通常年齢は年齢と数字でわかりますし、従事日数も日数と書いてあるので何日ということはわかるんですけれども、期間というのは年というふうに書かないと、ただ5とか

6とか10というふうにも書いても、説明を受けて初めて年とわかるわけなんですけれども、これは何か法令上こういうふうにも、年と書かずに期間というふうになっているものなんですか。ちょっとここ不思議に思ったので、そのことについて、農政課からのご説明をお願いします。

議長 農政課。

農政課 ただいまご質問いただきました集積計画の表のところ、期間の単位の不記載のところについてなんですけど、これは、ほかのところについても単位を設けておりません関係で、ここについて、改めてこの部分だけ単位を設けるというところを考慮しておらないために、今回ご質問いただいたような疑義が出たのかなと思います。

今後、ちょっと法令等を確認して、その部分の内容について、よりわかりやすい資料の作成ができるようであれば検討してまいりたいと思いますので、一度預からせていただければと思います。

林委員 わかりました。

ほかのところはきちんと出ているのに、ここだけ期間とあったので、ちょっと不思議に思ったので。

議長 じゃ、よろしくをお願いします。

農政課 はい。

議長 ほかに質問ございませんか。

はい、中台委員。

中台委員 9番、10番、11番、それについて、2番目が結構ダブっていますけれども、これは、例えば11番の場合は●●円ですけれども、下の分も一緒に賃借料●●円になっていますけれども、これは消すような格好ですか、面積的に。上だけを残して下を、多分消しちゃうと、991㎡で●●円かななんて勘違いしちゃうと困りますけれ

ども、どうですか。わかりますでしょうか。

議長 農政課。

農政課 ただいま中台委員のほうからご指摘のありました賃借料の書き方についてなのですが、申しわけございません、わかりにくい資料になってしまいました。10番、こちらの2筆合わせて●●円、11番、2筆合わせて●●円でございます。

中台委員 はい、わかりました。

議長 ほかに質問ございませんか。

染谷（茂）委員 5番と6番なんですけれども、●●さん、それとまた●●、これは同じ人やっていると思うんですけれども、これは別々の経営でこの面積が上がっているということではないんですか。

議長 農政課。

農政課 ただいま染谷委員のほうからご質問のありました件につきましては、別々で申し入れがありましたので、別々で権利設定をすることといたしております。

染谷（茂）委員 はい、わかりました。

議長 ほかに質問ございませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 なしという声があったので、承認をいたします。

議長 議案第6号（その2）を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 それでは、議案第6号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。

ご苦労さまでした。

(農政課職員退席)

議長 次の議案に入ります。

議案第7号「相続税の納税猶予に係る特例農地等利用状況の確認について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

事務局 すみません、総括説明をさせていただく前に、13ページの対象者のところをごらんください。

対象者の11番目のところが、住所、柏市船橋市となっておりますが、これは頭の柏市のほうを消してください。船橋市の住所になりますので。申しわけございません。訂正させていただきます。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

調査結果の報告を事務局に求めます。

事務局 それでは、議案第7号についてご説明いたします。

別冊の議案第7号資料に明細が出ておりますので、あわせてごらんください。

今回の対象者は11名、特例農地は延べ78筆で、面積は1万8,368.74㎡です。現況確認を事務局で行いましたので、ご報告いたします。

まず，1番は，柏市布施在住の農家の方です。

別冊の資料の1ページをごらんください。

特例農地は5筆で6，133㎡あり，いずれもみずから農地として使用されています。

次に，2番は，柏市布施在住の農家の方です。

別冊の資料2ページをごらんください。

特例農地は3筆で5，979㎡あり，いずれもみずから農地として使用されています。

次に，3番は，柏市布施在住の農家の方です。

別冊の資料3ページをごらんください。

特例農地は4筆で8，030㎡あり，いずれもみずから農地として使用されています。

次に，4番は，柏市藤ヶ谷在住の農家の方です。

別冊の資料4ページをごらんください。

特例農地は4筆で1，354㎡あり，いずれもみずから農地として使用されています。

次に，5番は，柏市片山在住の農家の方です。

別冊の資料5ページから7ページをごらんください。

特例農地は16筆で1万9，670.52㎡あり，いずれもみずから農地として使用されています。

次に，6番は，柏市鷲野谷在住の農家の方です。

別冊の資料8ページから10ページをごらんください。

特例農地は14筆で1万7，723㎡あり，いずれもみずから農地として使用されています。

次に，7番は，柏市若白毛在住の農家の方です。

別冊の資料11ページをごらんください。

特例農地は2筆で8，176㎡あり，いずれもみずから農地として使用されています。

次に，8番は，柏市藤心在住の農家の方です。

別冊の資料12ページから13ページをごらんください。

特例農地は10筆で1万2，630㎡あり，いずれもみずから農地として使用されています。

次に，9番は，柏市布瀬在住の農家の方です。

別冊の資料 14 ページから 15 ページをごらんください。

特例農地は 12 筆で 1 万 4, 850.63 m²あり、いずれもみずから農地として使用されています。

次に、10 番は、柏市布施在住の農家の方です。

別冊の資料 16 ページから 17 ページをごらんください。

特例農地は 7 筆で 1 万 1, 027.59 m²あり、いずれもみずから農地として使用されています。

次に、11 番は、船橋市藤原在住の農家の方です。

別冊の資料 18 ページをごらんください。

特例農地は 1 筆で 2, 795 m²あり、いずれもみずから農地として使用されています。

以上です。

議長 ごくろうさまでした。

調査結果の報告がございました。

何か質問ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 なしという声があったので、承認をいたします。

議長 議案第 7 号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 以上をもちまして、本日の議案審議は全部終了いたしました。

議長 次に、報告事項がございます。

一括して事務局に説明を求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が報告事項を説明)

議長 いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思います。

議長 5月の予定を申し上げます。

5月7日、5月8日が調査会で、5月7日は午前9時から、5月8日は午後1時から、別館第5会議室でございます。担当は農地第3調査会です。

5月10日木曜が総会で午後2時から、別館第5会議室でございます。

慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして、第35回柏市農業委員会総会を閉会をいたします。

(午後3時43分閉会)